

生駒市森林整備に係る取組方針に基づく事業支援業務

特記仕様書

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、生駒市（以下、「発注者」という。）が発注する「生駒市森林整備に係る取組方針の具体的運用等支援業務」（以下、「本業務」という。）において、受注者が遵守及び準拠すべき主要事項を示すものである。

第2条（業務目的）

本業務は、令和5年度に策定した「生駒市森林整備に係る取組方針」に基づき懇話会を通じて生駒市の森林整備を進めるため、既存制度の見直しや事業の企画・実施を行い、森林の適正な維持管理及び活用に資することを目的とする。

第3条（作業対象区域）

本業務の作業対象区域は、市域全域の森林を対象とする。

第4条（関係法令等）

本業務は、本特記仕様書によるほか、下記法令・通達・基準等を遵守して実施するものとする。

- (1)森林法
- (2)森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律
- (3)森林経営管理法
- (4)森林・林業基本法
- (5)著作権法
- (6)生駒市契約規則
- (7)生駒市個人情報保護条例
- (8)生駒市会計規則
- (9)その他関係法令、規則、通達等

第5条（技術者の資格等）

- (1)管理技術者は、技術士（森林部門「林業・林産、森林土木、森林環境」又は、総合技

術管理部門「森林－林業・林産、森林土木、森林環境」)のいずれかの資格保有者及び森林評価士の資格保有者とする。

(2)照査技術者は、技術士(森林部門「林業・林産、森林土木、森林環境」)のいずれかの資格保有者又は林業技士の資格保有者とする。

管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

第6条(貸与資料)

本業務を遂行するに当たり、発注者は受注者に以下の各号に掲げる資料を貸与するものとするが、受注者は貸与資料の取扱いについては十分に注意し、破損等のないよう慎重に取り扱わなければならない。また、貸与された資料等については、発注者の許可なく複製してはならず、本業務以外での利用を禁止する。

本業務完了後は速やかに発注者に貸与資料を返却する。

- (1)生駒市森林経営管理制度に係る現地調査等業務(報告書及び関連データ)
- (2)生駒市森林経営管理制度に係る森林の具体的運用計画策定等業務(報告書及び関連データ)
- (3)生駒市森林整備に係る取組方針に基づく事業支援業務(報告書及び関連データ)
- (4)森林簿(エクセルファイル. xls)
- (5)林地台帳(csvファイル. csv又はエクセルファイル. xls)
- (6)林地台帳付属地図(シェープファイル.shp/shx/dbf)
- (7)地番図(シェープファイル.shp/shx/dbf)

第2章 業務内容

第7条(業務概要)

本業務の作業内容は下記に示す項目であり、詳細は次条以降によるものとする。

- (1)打合せ協議
- (2)資料収集・ヒアリング調査
- (3)懇話会準備
- (4)懇話会開催補助
- (5)森林所有者への意向調査
- (6)現地調査及びデータベースの精査
- (7)森林イベント・ボランティア研修会の企画運営支援
- (8)報告書作成

第8条(打合せ協議)

作業の実施にあたり、仕様書及び関連規程の内容について打合せを行い、人員の配置や必要機材の選定、作業工程の管理など計画を行う。打合せは初回契約時のほか、中間、納品時の3回を基本とする他、必要に応じて随時行うものとする。

第9条（資料収集・ヒアリング調査）

令和5年度に策定した「生駒市森林整備に係る取組方針」に基づき、4つの施策の柱（①住宅に悪影響を及ぼす可能性のある森林の適切な管理、②地域住民が主体となるコミュニティ活性化を目的とした森林環境づくり、③荒廃している里山林の整備、④森林資源の有効活用）を進めるため、市内・市外問わず、ボランティア団体、林業関連団体、関係行政機関等に対して資料収集及びヒアリング調査を実施し、下記で実施する懇話会や、森林イベント及び安全講習会での基礎資料とする。

第10条（懇話会準備）

生駒市森林整備方針の具体的運用に関して、市民等の視点からの意見又は助言を求めするための懇話会を開催（3回）するにあたり、上記で収集・ヒアリングした内容、前回の懇話会での意見及び令和6年度に作成した危険木伐採補助制度変更案等を反映した基礎資料を作成する。

第11条（懇話会開催補助）

上記懇話会にて、基礎資料の説明・補足、内容取りまとめ等の補助を行う。

第12条（森林所有者への意向調査）

森林所有者に対する意向調査（50筆）を実施し、その回答内容等の取りまとめを行う。また、森林所有者に対して、納税通知書を利用し森林整備や意向調査に関する啓発活動を進めるため、資料を準備する。

第13条（現地調査及びデータベースの精査）

森林整備を進めるためのフィールドを検討するなど、現地調査を実施する。その際、「令和4年度生駒市森林経営管理制度に係る現地調査等業務」において作成したGISによる森林情報データベースを活用し、調査結果を反映させるとともに、必要な場合において、森林簿や林地台帳等との紐付けを行う。

第14条（森林イベント及び森林ボランティア研修会の企画）

森林ボランティア人材の確保を目的とした森林イベント及び森林ボランティア研修会の企画、広告作成・印刷、また関係者との調整等を行う。

第15条（森林イベント及び森林ボランティア研修会の運営）

森林イベントは1回（1日間）、森林ボランティア研修会はチェーンソーの安全講習会1回（3日間）、刈り払い機の安全講習会1回（1日間）を基本とし、当日の運営・進行、会場設営等を行う。

第16条（報告書作成）

本業務実施内容を報告書として取りまとめる。

第3章 成 果 品 等

第17条（成果品）

本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----|
| (1)業務報告書（簡易製本）A4版 | 2部 |
| (2)本業務で整備された電子データ | 2部 |

尚、成果品は全て発注者へ帰属するものとし、発注者により別途保管の指示があった成果データについては、受注者が無償保管を行うものとする。

第18条（委託期間）

本業務の成果品納入期限は、令和8年3月31日（火）とする。

第19条（納入場所）

本業務の成果品納入場所は、地域活力創生部 農林課とする。

事 業 総 括 表

課 長		課長補佐		主 幹		係 長		設 計		検 算			
年 月 日	令和 7年 7月					工 事 概 要	業務概要						
工 事 番 号	第 N-1 号						打合せ協議 3回	資料収集・ヒアリング調査			一式		
施 工 位 置	生駒市内 地内						懇話会準備 3回	懇話会開催補助			3回		
工 事 名	生駒市森林整備に係る取組方針に基づく事業支援業務						森林所有者への意向調査			50筆			
							現地調査及びデータベースの精査			一式			
	認 可					実 施				摘 要			
業 務 費 計													
消 費 税													
業 務 費 総 合 計													

設計書第 A 号

設 計 書

一金 円

内 訳

種 目	規 格	数 量	単 位	単 価 円	金 額 円	摘 要
生駒市森林経営管理制度		1.0	式			内訳書第 A-1 号
直接人件費						
その他の原価		1.0	式			
業務原価						
一般管理費等		1.0	式			
業務価格						
消費税相当額		1.0	式			
委託業務費						

内訳書第 A-1 号

内 訳 書

一金 円

内 訳

種 目	規 格	数 量	単 位	単 価 円	金 額 円	摘 要
打合せ協議		3.0	回			単価表第 1 号
資料収集・ヒアリング調査		1.0	式			単価表第 2 号
懇話会準備		3.0	回			単価表第 3 号
懇話会開催補助		3.0	回			単価表第 4 号
森林所有者への意向調査		50.0	筆			単価表第 5 号
現地調査及びデータベースの精査	データベース構築	1.0	式			単価表第 6 号
森林イベント・ボランティア研修会の企画		1.0	式			単価表第 7 号
森林イベント・ボランティア研修会の運営		1.0	式			単価表第 8 号
報告書作成		1.0	式			単価表第 9 号
合 計						

